

第2次長久手町環境基本計画

2006 ~ 2020



2006.3 長久手町

はじめに



平成13年3月に第1次環境基本計画が策定されてから5年を経過し、改定の時期を迎えました。この5年間には、長久手町美しいまちづくり条例の制定や、環境行政の基盤となる各種の施策また、地球温暖化防止の京都議定書の発効など大きな変化がありました。中でも、21世紀初の国際博覧会「愛・地球博」が本町を主会場として行われたこと、そのメインテーマとして、「自然の叡智」が掲げられたことは、住民、事業者、行政においても精神的な遺産として受け継がれていくことと思います。そこで、今回の改定では、環境万博「愛・地球博」の理念を受け継ぐまちとして、三者の協働と情報の共有化、地球温暖化対策を柱に推進してまいります。かけがえのない地球を次世代に引き継いでいくために、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画改定にあたり、貴重なご意見や提言をいただきました住民、事業者の皆様をはじめ、慎重なご審議をいただきました長久手町環境審議会委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成18年3月

長久手町長 加藤 梅雄

も く じ

1. 環境基本計画の見直しについて…………… 1
2. 環境基本計画のめざすもの…………… 4
3. 環境配慮指針について…………… 6
4. 計画の推進に向けて…………… 9

1. 環境基本計画の見直しについて

計画の見直しの趣旨

長久手町では、平成 13 年 3 月に第一次環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に取り組んできました。

その間、自然の叡智をテーマに掲げた環境万博「愛・地球博」の開催、東部丘陵線をはじめとするインフラの整備、地球温暖化防止に関する京都議定書の発効などがあり、社会経済情勢や環境意識の高まりに変化が見られます。平成 17 年 1 月には、魅力あるまちづくりを目指し「長久手町美しいまちづくり条例」、「長久手町自動車の放置の防止等に関する条例」を制定しています。

また、平成 17 年度は第一次計画策定から 5 年が経過した見直し年にあたるため、その進捗状況を把握するとともに、施策および事業の見直しをおこないました。

計画の役割について

環境基本計画は、以下の役割を担います。

本町の目指すべき環境に関する長期的な目標（「目指すべき環境のイメージ」と「望ましいまちの姿」）を示します。

「望ましいまちの姿」実現のための行政の取り組みを示します。

「望ましいまちの姿」実現のための住民および事業者の取り組み(配慮指針)を示します。

住民・事業者・行政が協力して計画を推進するための仕組みをつくります。

見直しのポイント

第一次計画策定から 5 年が経過したことによる定期的な見直しであるため、施策の基本的な構成は大きく変わりません。今回の見直しによる大きな変更点は、今後 5 年間で重点的に取り組むプロジェクトを設定したことと、各事業に着手する時期を明示したことの 2 点です。

見直しのポイント 1

重点プロジェクトの設定

重点プロジェクト1

三者(住民・事業者・行政)のパートナーシップの形成

計画を効果的に進めていくためには、住民、事業者、行政が協力しあいながら、それぞれの取り組みを進める必要があります。このパートナーシップづくりのため、情報の共有化、住民参加、環境教育を重点的に進めます。



重点プロジェクト2

自動車環境戦略実施モデル計画の推進

自動車利用が多い本町の現状から、自動車交通による環境負荷の少ないまちづくりを進める必要があります。これを戦略的に実施するためにつくられた「自動車環境戦略実施モデル計画」をもとに、渋滞の解消、東部丘陵線を軸とした公共交通の利用促進などを重点的に進めます。



見直しのポイント 2

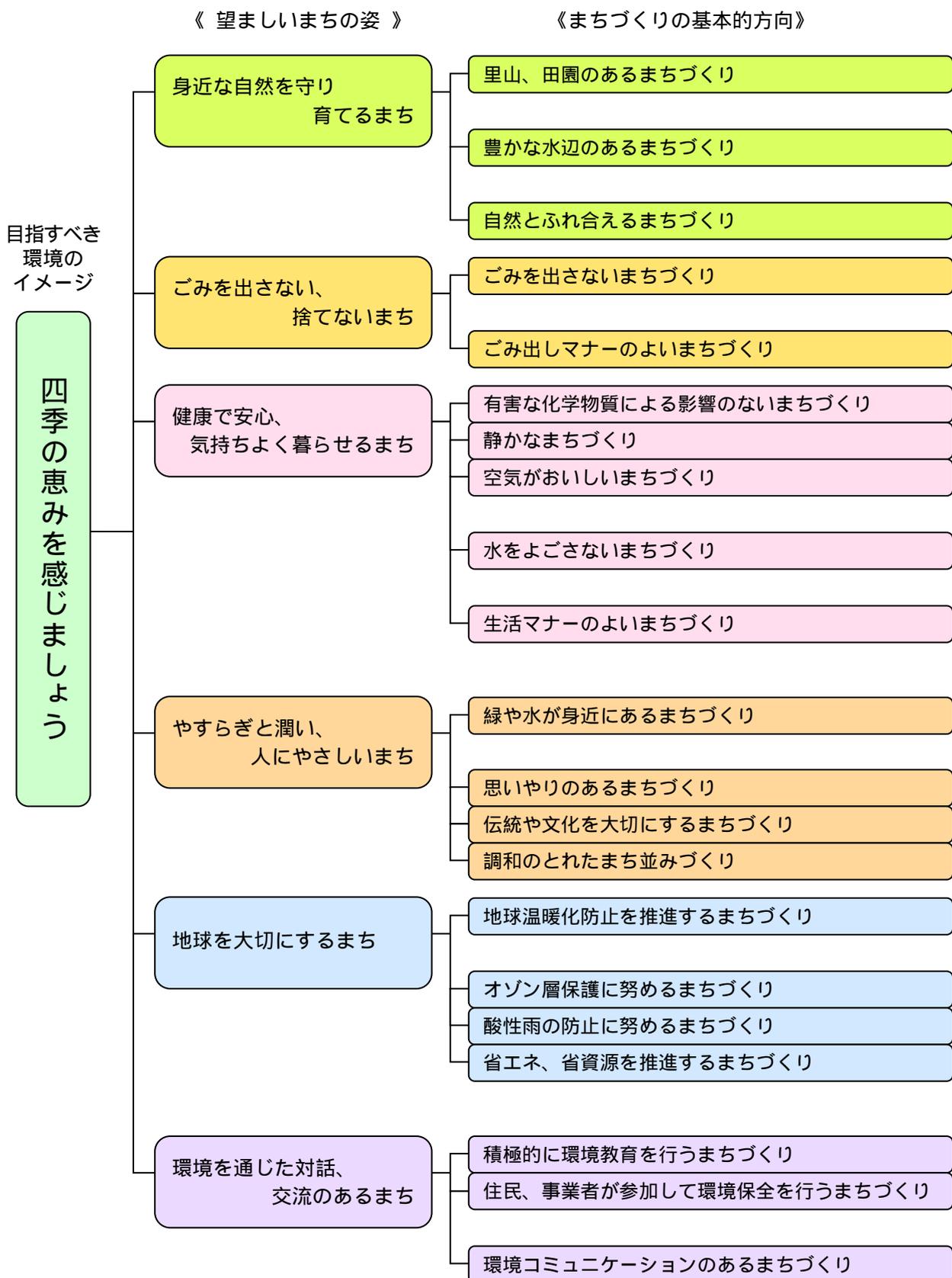
事業の着手時期の明示

計画の実効性を高めるため、新たな事業に着手する時期を短期（H18～22）、中期（H23～27）、長期（H28～32）に区分しました。このパンフレットでは、短期に着手する事業をご紹介します。

【短期に着手する事業】

施策の方針	具体的手法（事業）
里山の土地空間の保全	緑地の保全を図るための規制・誘導手法を検討する。 自然環境調査を実施する。
多様な生態系の保全	生態系調査を実施する。 都市林についての計画の具体化、実現化を図る。また、緑地整備事業を推進する。 貴重種の採取に対する監視ボランティアの設立等、住民参加による動植物保護のシステムを検討する。
農地の保全	「NAGAKUTE」ブランド作物の認定と、直販ルートの構築を推進する。
里山の管理システムの構築	里山の重要性和管理上の問題や自然保全思想に関する情報を広報紙やCATV等で紹介し、普及啓発に努める。 住民活動団体、地主、行政が協議し、協力できるシステムの構築を図る。 ボランティアとして保全に積極的に協力してもらえような住民団体を支援する。 里山管理ボランティアの設立を検討する
ごみの発生及び排出抑制の推進	デポジット制度導入や買い物袋持参運動を支援する。
リサイクル(リユース含む)の推進	事業系ごみのリサイクルルートの確立を支援する。 ECO推進店の認定制度の導入を推進する。
環境リスクの低減	環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度の啓発を行う。
事業活動における大気汚染物質排出対策の推進	ボイラー、焼却炉等を使用している事業所の実態把握に努める
野焼き防止対策の推進	主な事業所における小型焼却炉使用状況を把握し、代替措置について指導する。
近隣騒音対策の推進	深夜営業事業所の実態を把握する。
燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減の推進	省エネルギー施設、設備、機器等の情報を収集し、住民や事業者への提供を図る。
オゾン層破壊物質の排出抑制対策の推進	オゾン層破壊物質の適正排出についての啓発、回収および適正処理についての啓発および指導を行う。 オゾン層破壊物質を用いない製品の情報提供を行う。
酸性雨原因物質の排出削減の推進	酸性雨の発生原因および防止策について情報提供の推進を図る。
節水の促進と水資源の有効利用	節水設備に関する情報提供を行う。 節水設備導入にともなう補助事業を検討する。 雨水貯留タンクの設置に関する補助事業を検討する。
環境教育、環境学習の機会の提供	自然体験等、体験を重視した活動の積極的な取り込みを検討する。 子どもセンターにおいて、環境活動等に関する情報の提供を行う。
環境教育、環境学習の場の整備	里山の自然にふれ、知識として得たものを体験し、実践できる環境教育の場として、自然観察の森の整備を検討する。
環境保全への積極的な参加の促進	環境情報ネットワークシステムの整備を推進する。 活動事例を紹介し、環境保全活動への参加を呼びかける。 環境に係わる施策の情報公開と住民意見の反映についてのシステムを確立する。
事業者が行う環境保全活動への支援および指導	事業所におけるリサイクル責任者の養成、環境マネジメントシステムの導入を促進する。 産業廃棄物については、処理方法、処理先等の情報の提供を図る。 事業系ごみの分別排出を推進し、事業系ごみの資源化、リサイクルに関する情報提供や協力体制を確立する。 事業者の環境保全活動への取り組み事例を紹介し、環境保全活動への参加の啓発を図る。
環境を通じたコミュニケーション	環境に係わる施策の情報公開と住民意見の反映についてのシステムを確立し、住民と行政のコミュニケーションを図る。 事業者による地域の環境保全活動への参加および支援を促進し、地域住民と事業者のコミュニケーションを図る。

2. 環境基本計画のめざすもの（第一次計画から継続）



望ましいまちの姿を実現するために、まちづくりの基本的方向、施策の方針を設定しています。計画の本編では、さらに具体的な事業まで展開しています。

《 施策の方針 》

<ul style="list-style-type: none"> ・里山の土地空間の保全を図る。 ・多様な生態系の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全を図る。 ・里山の管理システムの構築を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・河川流量の確保を図る。 ・河川およびため池の水質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の自然の保全と創造を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあえる場の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあえる機会の創出を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生および排出抑制を推進する。 ・リサイクル（リユース含む）を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しルールの徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境リスクの低減を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通騒音対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における騒音対策を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス対策を推進する。 ・事業活動における大気汚染物質排出対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼き防止対策を推進する。 ・悪臭対策を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策を推進する。 ・事業活動における排水対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治体との協力を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の雑草対策を推進する。 ・ごみのポイ捨ておよびフン害対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放置・乗り捨て自転車および放置自動車対策を推進する。 ・近隣騒音対策を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の緑の保全と創造を図る。 ・公園整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすい水辺空間の創造を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしい安全な道づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のバリアフリー化を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化遺産の保全と活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事の継承を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・里山・田園景観の保全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市・地域景観の保全と形成を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガスの削減を推進する。 ・燃料消費にともなう二酸化炭素排出の削減を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生・排出抑制、再資源化を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層破壊物質の排出抑制対策を推進する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・酸性雨原因物質の排出削減を推進する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーを推進する。 ・未利用エネルギーの導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・節水の促進と水資源の有効利用を図る。 ・省資源を推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育、環境学習の機会の提供を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育、環境学習の場の整備を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動を支援する。 ・環境保全への積極的な参加を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が行う環境保全活動への支援および指導を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境を通じたコミュニケーションを図る。 	

3. 環境配慮指針について

「環境配慮指針」の項では、望ましいまちの姿の実現に向け、住民・事業者・行政が環境の保全および創造に関する自主的取り組みを行うための基となる、環境に配慮すべき基本的な方向を示しています。計画の本編では、「日常における配慮指針」、「業種別配慮指針」、「土地の改変、施設等の建設・変更をともなう事業の配慮指針」という3種類の配慮指針を示しています。

このパンフレットでは、「日常における配慮指針」についてご紹介します。今後、広報やホームページなどを通じて、具体的な取り組みに関する情報を提供していきます。

住民における配慮指針

私たちの生活を【家のなか】と【まちのなか】の両面において見直し、環境に配慮した生活を送るための環境配慮指針を示します。

【家のなか】

ものを大切に、ごみを減らしましょう

- ・エコクッキングを心がける
- ・生ごみ処理機等による生ごみの堆肥化・減量化を行う
- ・使い捨てのものはなるべく使わない
- ・使い終わったときにごみのたくさん出るものは買わない
- ・リサイクルを心がける
- ・過剰包装に気をつける
- ・ものを大切に長く使う

生活のマナーを守りましょう

- ・テレビやピアノの音を小さくする
- ・駐車場で自動車のアイドリングをやめる
- ・ごみ出しルールを守る
- ・野焼きや家庭用小型焼却炉の使用をやめる

エネルギーを節約しましょう

- ・使っていない電気はこまめに消す
- ・電気製品を上手に使う
- ・使ったエネルギーの量をチェックする
- ・調理やお風呂は効率よく

水の使用と排水に配慮しましょう

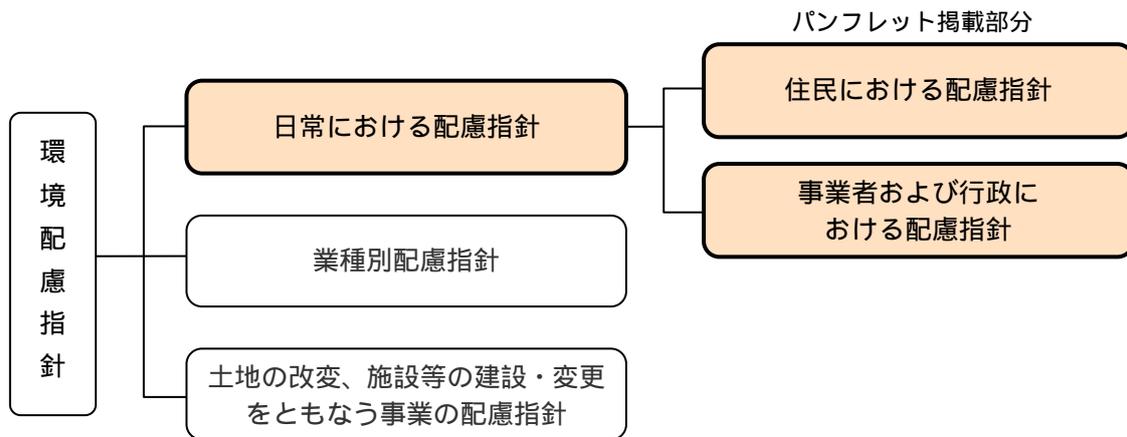
- ・食べ物の汚れを流さない
- ・洗剤の使用に気を配る
- ・こまめに蛇口をしめる
- ・節水コマ設置や雨水利用等の節水対策等

家に緑を増やしましょう

- ・庭やベランダに花や緑を植える
- ・生け垣をつくる

家庭で環境について話をしましょう

- ・テレビや新聞、雑誌の情報に注意する
- ・学校や職場で環境について学んだことを親子で話し合う



環境配慮指針の構成

【まちのなか】

自然を大切にしましょう

- ・動植物を守る
- ・里山を守る
- ・自然に親しむ

車の利用に気をつけましょう

- ・徒歩や自転車を利用する
- ・バス等の公共交通機関を利用する
- ・環境にやさしい運転をする

きれいで素敵なまちを作りましょう

- ・ごみの投げ捨ては絶対しない
- ・自転車や自動車は所定の駐輪場、駐車場に止める
- ・雑草は放置しない
- ・犬・猫のフンは片づける

環境にやさしい消費者を目指しましょう

- ・買い物袋を持参する
- ・過剰包装は断る、買わない
- ・グリーンコンシューマー(緑の消費者)になる

環境学習を進めましょう

- ・一緒に自然に親しむ
- ・一緒に環境を考えた行動をする
- ・まちの歴史に親しむ
- ・環境学習をすすめる

環境保全活動に参加しましょう

- ・環境保全活動に積極的に参加する

事業者および行政における配慮指針

オフィスからの環境負荷の低減、地域環境の保全と創造、住民の環境保全活動への協力など、事業者や行政の日常における配慮指針を示します。

ごみの減量化・資源化を進めましょう

- ・紙の使用量を減らす
- ・備品の有効利用や長期間使用をする
- ・リサイクルを推進する
- ・ごみを適正に処理する

生活環境に対する負荷を低減しましょう

- ・有害な化学物質の適正使用および管理を行う
- ・騒音を防止する
- ・空気を汚さない
- ・水を汚さない

自動車利用の適正化を図りましょう

- ・自家用自動車による通勤を自粛する
- ・業務用車両の利用を削減する
- ・環境にやさしい運転をする
- ・業務用車両の適正点検・整備を行う

事業所の緑化を進めましょう

- ・事業所の緑化を進める

利用者やまち並みに配慮しましょう

- ・施設のバリアフリー化を進める
- ・まち並みに配慮する

環境にやさしい製品を使用しましょう

- ・再生製品を使用する
- ・ごみ減量やリサイクルに適した製品を使用する
- ・低公害型の自動車を使用する
- ・省資源、省エネルギーに有効な製品を使用する
- ・その他環境にやさしい製品を使用する
- ・環境対策に積極的なメーカーや店舗の製品を使用する

省エネルギーに取り組みましょう

- ・省エネルギー行動を実践する
- ・省エネルギー対策を実施する
- ・未利用エネルギーを利用する

水の有効利用を進めましょう

- ・節水を心がける
- ・水を有効利用する
- ・雨水の地下浸透を進める

地域の環境保全活動に協力しましょう

- ・環境保全活動への参加、支援を行う

取り組むための仕組み・体制をつくりましょう

- ・従業員の環境意識を向上させる
- ・環境情報の提供とコミュニケーションを図る
- ・環境悪化を未然に防止する
- ・組織・制度を整備する

4. 計画の推進に向けて

推進体制の整備

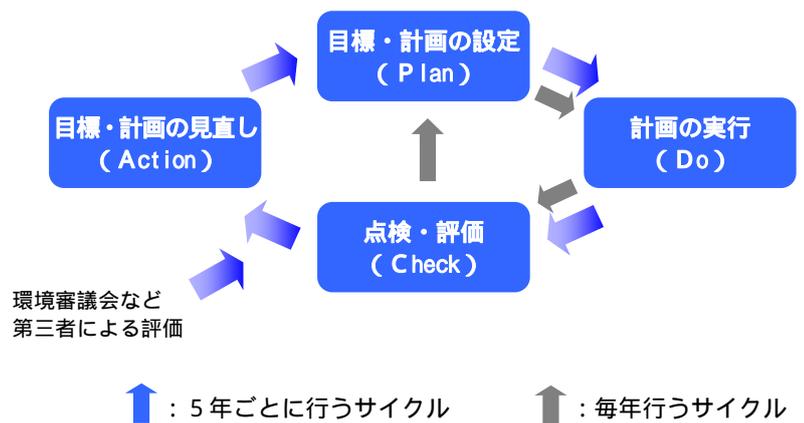
住民・事業者・行政がパートナーシップに基づき、連携しながら取り組みを推進するため、三者が協議や意見交換を行う組織として「(仮称)環境基本計画推進協議会」を設置します。協議会では、各主体の取り組み状況の確認、課題の整理、改善に向けた検討などをおこないます。皆様のご協力をお願いします。

その他、広域的な課題等に対しては、周辺市町と協調するとともに、国や県との緊密な連携を図ります。

進行管理の方法

進行管理は、右図のようなPDCAサイクルの手法を用います。策定した計画に基づいて、各主体が取り組みを実行し、評価や見直しを行いながら継続的に改善を図っていきます。

なお、新たな環境問題の発生等に適切に対応するため、計画は5年ごとに見直します。



年次報告

環境の現況や進行管理に係わる事項について事務局（環境課）が年次報告書を作成し、公表することにより、十分な情報提供を行います。

【年次報告書の内容】

- ・ 環境の状況
- ・ 短期に開始する事業の実施状況
- ・ チェック結果（設定した指標と目標の状況）
- ・ 見直し結果（新たに必要な事業）

第2次長久手町環境基本計画
【概要版】

平成18年3月

編集・発行：長久手町

このパンフレットは、環境基本計画策定のお知らせとして作成しました。環境基本計画の本編は、長久手町のホームページ(<http://www.town.nagakute.aichi.jp>)で閲覧できます。



R2100

古紙配合率 100%
白色度 70%